

山口県電子処方箋
活用・普及促進助成事業
Q & A

令和7年6月17日
山口県健康福祉部医務保険課

1 交付対象施設

1-1 対象施設①

Q 対象となる施設の要件があるのか。

A 社会保険診療支払基金（以下「支払基金」という。）から、「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）実施要領」又は「地域診療情報連携推進費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）実施要領」に基づく補助金等の交付決定を受けている施設が対象です。

ただし、令和7年4月4日医薬発 0404 第7号厚生労働省医薬局長通知「令和7年度（令和6年度からの繰越分）地域診療情報連携推進費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）実施要領」の別表第1ないし第5に定める新機能（院内処方機能）の導入に係る補助は除きます。

1-2 対象施設②

Q なぜ、支払基金から補助金等の交付決定を受けていないと対象にならないのか。

A 今回の助成金は、国の「医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」を活用したものであり、当該補助金の交付要綱において、この助成金の交付対象は、「電子処方箋管理サービスの導入費用について支払基金から補助金の交付決定を受けた施設に限る」とされているところです。

1-3 休止又は廃止した施設

Q 申請時点で休止又は廃止している施設は対象となるのか。

A 支払基金による補助金等は、電子処方箋管理サービスを継続して実施することが交付条件とされていますので、まずは当該補助金等の取扱いについて、支払基金へお問い合わせください。

なお、支払基金から補助金等について返還を命じられた場合は、県助成金の交付対象となりません。

1-4 病床数

Q 病院の病床数は、いつ時点で判断するのか。

A 支払基金への補助金等申請により判断します。

支払基金への申請では、病床数200床以上の大規模病院と、大規模病院以外の病院に区分されています。

1-5 初期導入と新機能拡充を別に実施

Q 電子処方箋管理サービスの初期導入後、別に新機能の拡充を行った場合は、それぞれ県助成の対象となるのか。

A 支払基金への補助金等申請を初期導入と新機能拡充に分けて行い、それぞれ補助金等の交付決定を受けている場合は、県助成金についてもそれぞれ申請を行ってください。

なお、助成金算定は、申請区分ごとに行います。

1-6 医科・歯科併設医療機関

Q 医科・歯科の2つの医療機関コードを持つ医療機関は、それぞれ県助成の対象となるのか。

A 支払基金への補助金等申請は、医科・歯科それぞれで行うこととされていますので、基金から補助金等の交付決定を受けた後に、県助成金についても、それぞれ申請を行ってください。

2 助成金の申請・交付について

2-1 助成金の交付時期

Q いつ助成金は交付されるのか。

A 交付申請書の受理後、審査を行い、記載内容に不備がなく適正と認められれば、概ね1か月程度で助成金をお支払いする予定です。

申請内容について、確認項目や不備がある場合には、交付までに時間を要する場合があります。

また、申請が極端に集中した場合には、予定より交付が遅れる場合があることをご容赦ください。

2-2 複数施設を開設している法人

Q 法人として複数の施設を開設しているが、それぞれの施設ごとに申請するのか。

A 開設者が同じ病院、診療所については、取り纏めて申請することができます。なお、助成金の交付は、取り纏めて申請されても、施設ごとに行います。

2-3 申請誤り

Q 申請後に申請内容の誤り等に気づいたが、どのように対応したらよいか。

A 申請時に誤りがないか十分確認していただいた上で、もし申請後に申請内容の誤りが判明した場合には、速やかに県医務保険課にご連絡ください。

なお、実態と異なる書類を偽造して提出し、支援金を受給しようとすることは、不正受給行為に当たりますので、絶対にやめください。

2-4 支払基金の補助金等決定通知書・総事業費を証する書類の紛失

Q 支払基金から交付された「電子処方箋管理サービスの（導入に必要となる端末の購入等に係る補助金・新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る助成金）交付決定通知書」、支払基金に提出した「総事業費を証する書類」を紛失した場合は、どのように申請したらよいか。

A 医療機関向け総合ポータルサイトにログインすることにより、支払基金の補助金等に関する書類はダウンロードできますので、下記のホームページから取得してください。

なお、上記によっても書類を添付できない場合は、申請時に提出するチェックリスト（様式第1号その2）に理由を記載してください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_login_custom

2-5 支払基金の補助金等交付決定前の申請

Q 支払基金による補助金等の交付決定より前に、申請することはできるか。

A 今回の助成金は、支払基金から補助金等の交付決定を受けた施設を対象としていますので、申請することはできません。

なお、支払基金による補助金等の交付決定日よりも前に、県助成金を申請した場合は、申請書の補正指示又は助成金の不交付決定を行います。

2-6 通帳の写しの添付の省略

Q 通帳の写しの添付が省略できるのは、どのような場合か。

A 令和6年度の山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金を受領済みの施設で、同一の口座に振込みを希望される場合は、通帳の写しの添付の必要はありません。

なお、申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号その1）には、チェック欄がありますので、通帳写しの添付を省略したい場合は、チェック漏れのないようにしてください。

2-7 申請書の提出方法

Q 県助成金の申請を、電子メールによる方法に限るのは何故か。

A 支払基金による補助金等申請手続きは、原則として電磁的方法により行うものとされており、県助成金の交付手続きを正確・迅速に行うため、電子メールによる申請に限っているところです。

2-8 令和8年度以降の助成予定

Q システム事業者側の対応に時間を要することが理由で電子処方箋を導入できず、今回の県助成金は申請できないが、令和8年度以降も助成はあるのか。

A 今回の助成金は、国の「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」を活用したものであり、令和8年度以降の補助については国から示されていないため、現時点では不明です。

2-9 他の都道府県での助成予定

Q この助成金は、全国的に実施されるのか。

A 今回の助成金に係る国庫補助について、助成事業実施のために内示を受けているのは、本県を含め以下の25都道府県です。

北海道、青森県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、大分県

2-10 令和6年度に助成を受けた施設

Q 令和6年度に県助成金の交付を受けたが、今回も申請できるのか。

A この助成金は、支払基金への補助金申請の区分に応じ、1施設につき1回限り助成するものであり、令和6年度に県助成金の交付を受けている場合は、申請することはできません。

なお、同一施設であっても、令和6年度に初期導入に係る県助成金の交付を受け、令和7年度に新機能拡充に係る助成金申請を行う場合は、申請区分が異なるため、申請することができます。

3 県助成金の交付決定に付される条件について

3-1 条件の種類

Q 山口県電子処方箋活用・普及促進事業助成金交付要綱の第6条に、交付の条件が規定されているが、これらの条件を付す理由は。

A 県交付要綱第6条第1項に定める条件は、国の補助金交付要綱において、県がこの助成金を交付する際に、付さなければならないとされているものです。

同条第2項に定める条件は、この助成金が、都道府県医療費適正化計画に基づき実施するものとされていることから、本県の実情に応じ、独自に定めたものです。

3-2 事業の内容の変更①

Q 初期導入に係る県助成金を交付された後に、電子処方箋管理サービスに新機能を追加する場合は、知事の承認を受けなければならないのか。

A 知事の承認は不要です。

なお、支払基金による新機能追加に係る補助金等の交付決定後には、県に対しても、新機能追加に係る助成金を交付申請することができます。

3-3 事業の内容の変更②

Q 県助成金を交付された後に、事業内容の変更をする場合は、知事の承認を受けなければならないとされているが、どのような事例が該当するのか。

A 支払基金による補助金等の交付があることを、この助成金の交付条件としており、また、医療費適正化計画に係る取組の協力については、具体的な方策は各保険医療機関の判断となりますので、原則、該当する事例はないと考えますが、疑義が生じた場合は、個別にお問い合わせください。

3-4 軽微な事業の内容の変更

Q 県助成金を交付された後に、事業内容の軽微な変更をする場合は、知事の承認は不要とされているが、どのような事例が該当するのか。

A 電子処方箋の対応施設である旨の周知方法の変更など、医療費適正化に係る取組協力の変更を想定していますが、疑義が生じた場合は、個別にお問い合わせください。

3-5 施設内に掲示するポスター等

Q 電子処方箋対応施設である旨の周知が、助成金の交付要件となっているが、ポスター等の広報資材は県から提供されるのか。

A 広報資材について、県から提供することはありません。

ポスターを掲示する場合は、令和5年2月頃に、支払基金から全保険医療機関に対し、「電子処方箋の対応施設の周知ポスター」が送付されていますので、当該ポスターを使用することができます。

なお、当該ポスターを紛失等している場合は、下記の厚生労働省ホームページに、ポスター及びリーフレットの電子データが掲載されていますので、これらを利用することができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_sozai.html

3-6 電子処方箋の活用・普及の促進に関する実態調査

Q 電子処方箋の活用・普及の促進に関する実態調査とは、どのようなことを予定しているのか。

A 現時点では実施時期も含め具体的な内容は定まっていますが、オンライン申請や電子メール申請の仕組みを活用するなどし、できるだけ保険医療機関の負担が少ない方法で実施したいと考えています。

3-7 施設職員への啓発①

Q マイナ保険証の利用率向上に向けての施設職員の啓発とは、どのようなことを行えばよいのか。

A 下記の厚生労働省ホームページに、マイナ保険証に関する周知素材が掲載されていますので、これらを活用した患者対応ができるよう、職員の啓発をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

3-8 施設職員への啓発②

Q 特定健康診査の受診率向上に向けての施設職員の啓発とは、どのようなことを行えばよいのか。

A 県では、「やまぐち健診（検診）受診総合促進事業」として、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携のうえ、かかりつけ医師・歯科医師・薬剤師からの受診勧

奨を推進していますので、当該事業に協力いただけるよう、職員の啓発をお願いします。

なお、当該受診促進事業の詳細については、山口県健康増進課健康づくり班に、お問い合わせください。（TEL：083-933-2940）

また、労働安全衛生法等に基づく定期健康診断等の結果については、国民健康保険等の保険者から被保険者に係る記録の写しを求められた場合、事業者には提供が義務づけられています。事業者と健診実施機関が定期健康診断等の委託契約等において取り決めることにより、事業者は、健診実施機関を通じて、記録の写しを保険者へ提供することができるとされていますので、ご承知おきください。

3-9 施設職員への啓発③

Q 重複投薬等の抑制に向けての施設職員の啓発とは、どのようなことを行えばよいのか。

A 令和6年3月に策定・公表した第4期山口県医療費適正化計画において、保険者等は、重複投薬の是正に取り組むこととしていますので、協力依頼があった場合にはできる限り対応いただけるよう、職員の啓発をお願いします。